

賛助会員規約

（目 的）

第1条 定款第52条の規定により、本組合に設置する賛助会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。

（資 格）

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者で以下のいずれかの要件を備えるものとする。

- (1) 本組合の事業地区内に事業所を有する法人の社員であること
- (2) 本組合の事業地区内に事業所を有する行政書士業を営む事業者の使用人行政書士であること

（賛助会員に対する事業）

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

（加 入）

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は理事会において決する。

（会 費）

第5条 賛助会員は、賛助会費を納入するものとする。

2 賛助会費の額は、1口1万円とし、1口以上を負担するものとし、別に定める基準により組合と協議のうえ決定するものとする。

（脱 退）

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

(除 名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(そ の 他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。